

令和〇年〇月〇日執行大阪市議会議員〇〇区選挙区補欠選挙
選挙人名簿抄本出力等業務委託仕様書

- 1 大阪市期日前投票システム（以下「市システム」という。）を利用して〇〇区選挙管理委員会（以下「〇〇区選管」という。）が作成する選挙人名簿抄本等データ（以下「抄本等データ」という。）（PDF 形式）を格納した USB メモリ（以下「当該 USB」という。）の回収業務。
- 2 当該 USB にかかる抄本等データの読取、選挙人名簿抄本（以下「抄本」という。）の出力、投票区別に整理・検品等業務。
- 3 〇〇区選管への抄本の納品及び当該 USB の返却業務。

第 1 市システムを利用して〇〇区選管が作成する当該 USB の回収業務について

1 委託業務概要

- (1) 告示日の前日（以下「回収日 1」という。）の午後 2 時に〇〇区選管から当該 USB（USB 正・副各 1 本）を回収すること。

なお、回収日 1 の遅くとも午後 1 時 30 分までに〇〇区役所に到着し、到着後直ちに〇〇区選管の事務担当者に連絡のうえ待機すること。

但し、〇〇区選管にかかる当該 USB の回収が回収日 1 の午後 2 時より前に可能である場合は、直ちに回収し、後記第 2 の業務を行う場所に搬送すること

- (2) 選挙期日の前々日（以下「回収日 2」という。）の午後 10 時に〇〇区選管から当該 USB（USB 正・副各 1 本）を回収すること。

なお、回収日 2 の遅くとも午後 9 時 30 分までに〇〇区役所に到着し、到着後直ちに〇〇区選管の事務担当者に連絡のうえ待機すること。

但し、〇〇区選管にかかる当該 USB の回収が回収日の午後 10 時より前に可能である場合は、直ちに回収し、後記第 2 の業務を行う場所に搬送すること

- (3) 当該 USB には、抄本等データが格納されているので、毀損・紛失等がないように取扱いには十分留意すること。

回収に際しては、荷台が金属製の幌で施錠可能な自動車を使用し、運転手及び回収者の 2 名体制であたり、当該 USB の回収時には運転手が自動車内に待機すること。

また、当該 USB の運搬には、施錠可能で磁気を遮断できる素材の専用ケースを用いること。

- (4) 交通事情等により〇〇区選管への到着が遅れる、又はその他不測の事態等により、各指定時刻に当該 USB の回収が出来ない場合は、必ず大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課（以下「市選挙課」という。）に連絡し指示を受けること。

- (5) 〇〇区選管への参着及び〇〇区選管から当該 USB 回収完了後それぞれの時刻を直ちに市選挙課へ報告すること。

- (6) 運転手及び回収者の情報（氏名・顔写真等）を、別に指定する日時までに市選挙課へ報告するとともに、回収に際しては、それぞれ顔写真を貼付した身分証明書を携行すること。
- (7) 回収に際して、受取証（正・副各 1 枚、計 2 枚）を発行し、〇〇区選管と業務受託者の双方において保管すること。

2 体制及び作業スケジュール

各回収日、告示日（以下「納品日 1」という。）及び選挙期日の前日（以下「納品日 2」という。）における体制等（連絡担当者、作業責任者、作業区分別スケジュール及び緊急連絡先等）を、別に指定する日時までに、市選挙課に文書で提出すること。

なお、この提出文書には、後記第 2 及び第 3 の委託業務にかかる体制等も併せて記述すること。

第 2 前記第 1 の当該 USB にかかる抄本等データの読取、抄本の出力、投票区別に整理及び検品等の処理業務について

1 事前確認テスト

- (1) 本処理業務で各回収日及び各納品日に実際に使用する環境を用い、市選挙課が提供するテスト用当該 USB について、抄本等データの読取並びに抄本十数ページ分のテスト出力を行い、市選挙課の検収を受けること。
- (2) テスト用当該 USB の運搬には、施錠可能ケースを用いること。
- (3) テスト日程等詳細については、別途協議のうえ決定する。

2 当該 USB にかかる抄本等データの読取確認等

- (1) 当該 USB を、抄本等データの読取、抄本の出力、投票区別に整理及び検品等の処理を行う施設に搬送後、直ちに当該 USB のうち USB（正）を用いて読取確認を行うこと。
- (2) USB（正）に格納された抄本等データの全ページが読込できることを確認すること。また、読取の途中でエラーが発生する場合は、市選挙課に報告を行ったうえで USB（副）を用いて読取確認を行うこと。
- (3) 当該 USB の搬送及び読取時に不測の事態等が発生した場合、直ちに市選挙課に連絡し指示を受けること。この場合、〇〇区選管において当該 USB を再作成する必要がある場合は、当該区選管から再度回収すること。
- (4) 当該 USB の搬送完了及び読取完了後、それぞれの時刻を直ちに市選挙課へ報告すること。なお、搬送完了報告後、読取完了されるまで 30 分単位で市選挙課へ進捗状況を報告すること。

3 抄本の出力

- (1) 抄本は、回収日 1 に回収したデータについては、1 部出力し、回収日 2 に回収した

データについても、1部出力すること。なお、出力ページ数については、平成〇〇年執行の〇〇選挙で約5,000枚(片面印刷すること)であったことを参考にすること。

- (2) 出力用紙は、当該選挙の選挙人名簿抄本(区)簿冊の保存期間の満了年度(5年間)未まで保存が可能で、かつ別に指示する2箇所に穿孔のあるA4カット紙を使用すること。(特に用紙の指定はありません)
- (3) 抄本には、期日前投票の有無等の個人情報が記載されているので、取扱いに十分留意すること。なお、出力途中で用紙詰まり又は重送等が発生した場合は、必ず確認等を行うこと。
- (4) 上記(3)により廃棄する用紙については、専用の廃棄箱において保管すること。(廃棄箱は、施錠可能な場所で抄本の納品が完了するまで保管した後、裁断すること。)

4 件数表の作成

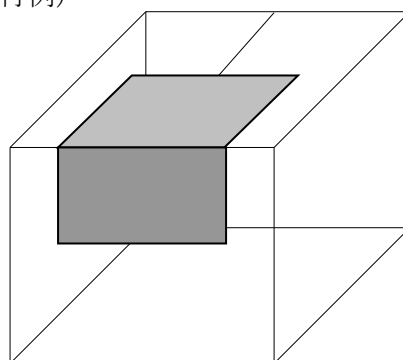
- (1) 抄本の出力と同時に件数表を作成し、後記第3抄本の〇〇区選管への納品に併せて〇〇区選管へ提出すること。
- (2) 抄本等データ(PDF形式)を参照し、投票区別に市内・市内(補正入力分)・市外転出表示者・市外転出表示者(補正入力分)の開始ページ、終了ページ及びページ数の内訳を作成すること。ただし、市外転出表示者が抄本等データ内に存在しない場合もあるが、この場合は市外転出者についての内訳作成は必要ない。なお、ページ番号が連続していない場合があるので、留意すること。

5 抄本の検品

- (1) 前記3で出力した抄本を、前記4で作成した件数表により検品を行うこと。
- (2) 検品は、全ページを1枚ずつ目視することにより行う。
- (3) 汚れ・文字欠け・出力もれ・出力の重複・白紙の混入が無いことを確認すること。
- (4) 汚れ・文字欠け・出力もれがあった場合は、対象ページを再出力し差替えを行うこと。
- (5) (4)により廃棄する用紙については、専用の廃棄箱において保管すること。(廃棄箱は、施錠可能な場所で抄本の納品が完了するまで保管した後、裁断すること。)
- (6) 投票区の抄本の先頭には、色紙を挿入すること。

6 抄本の梱包

- (1) 部数別に梱包し、宛名ラベルを貼付すること。
- (2) 用紙の箱詰めは、箱の底を先頭とし、印字面を裏向きに入れること。
- (3) 宛名ラベルは、梱包する箱の上面と側面から見えるように貼付すること。
(貼付例)



第3 抄本の〇〇区選管への納品及び上記第2で使用した当該USBの市選挙課への返却業務

1 〇〇区選管への納品

- (1) 〇〇区選管への納品スケジュールを市選挙課が指定する日時までに提出すること。なお、〇〇区選管への納品は、納品日1については午前9時、納品日2については午前8時30分とすること。
- (2) 作業の進捗状況、交通事情等により納品が予定時刻より大幅に遅れることが見込まれる場合は、必ず市選挙課に連絡し指示をうけること。
- (3) 納品に際しては、荷台が金属製の幌で施錠可能な自動車を使用し、運転手と納品者の2名体制であたり、抄本の納品時には運転手が自動車内に待機すること。
- (4) 運転手及び納品者の情報（氏名・顔写真等）を、別に指定する日時までに市選挙課へ報告するとともに、納品に際しては、それぞれ顔写真を貼付した身分証明書を携行すること。
- (5) 納品者から納品完了時刻を集約のうえ、市選挙課へ直ちに報告すること。

2 納品後の確認

前記1の納品完了後3時間以内に、〇〇区選管が納品された抄本の確認を行ったうえ、その旨を連絡担当者に連絡するので、確認完了後、その時刻を市選挙課へ直ちに報告すること。

3 当該USBの市選挙課への返却等

- (1) 回収日1に回収した当該USBについては、別に指定する日時に市選挙課へ返却すること。
- (2) 回収日2に回収した当該USBについては、別に指定する日時に市選挙課へ返却すること。
- (3) 運搬には、施錠可能で磁気を遮断できる素材の専用ケースに収納し、荷台が金属製の幌で施錠可能な自動車を使用すること。
- (4) 〇〇区選管へ提出した件数表の写しを市選挙課へ提出すること。

第4 再委託に関する事項

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、上記1及び2の業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、

再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記 3 に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

第 5 その他

- 1 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- 2 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- 3 個人情報等を取り扱うため、個人情報保護、データ保護及び委託内容の機密保護等に関して適切な措置を講じること。グリーン配送、公益通報、個人情報の詳細については、別紙 1・2・3 の特記仕様書によること。
- 4 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- 5 本委託業務遂行中に事故が発生した場合は直ちに市選挙課へ連絡し、その指示に従って、再処理又は不具合分のみの再作成を行うこと。また、一連の事故対策終了後、書面にて市選挙課へ顛末の報告を行うこと。
- 6 事故等で使用不能となった帳票は、受託事業者が責任をもって処分すること。
- 7 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- 8 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課（連絡先：06 - 6208 - 8571）に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市行政委員会事務局総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市行政委員会事務局総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき

個人情報取扱特記事項

大阪市行政委員会事務局を委託者、契約業者を受託者とする。

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、本契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受託者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3 受託者は、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）

第4 受託者は、本契約による事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面にて委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、本契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を、委託者の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 受託者は、本契約による事務を処理するに当たって委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（検査等の実施）

第8 委託者は、受託者が本契約による事務を処理するに当たって取り扱っている個人情報の取り扱い状況について、必要があると認めるときは、受託者に対し報告を求め、又は検査

することができるものとする。

2 受託者は、委託者から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(資料等の返還)

第10 受託者は、本契約による事務を処理するに当たって委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、事務完了後速やかに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、委託者が書面により別に指示したときは、その方法によるものとする。

(データ等の管理業務及び集配業務に関する業務実施要領の提出)

第11 受託者は、受託業務の適正な遂行と取扱う個人情報の漏洩防止等適切な管理を確保するため、本特記事項を含めた契約条項に基づくデータ等の管理業務及び集配業務に関する業務実施要領を個人情報取扱い開始までに委託者と協議しなければならない。

2 受託者は業務実施にあたり、前項業務実施要領を遵守しなければならない。

3 受託者は、第1項の業務実施要領を変更するときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

4 受託者は業務実施要領の作成にあたり、次の事項を必ず含めなければならない。

(1)業務実施体制と各部門の責任者名とその役職名

(2)業務実施にかかわる全ての従業員名

(3)各業務の実施場所と許可を受けた者以外の立ち入りを防止するための措置（入退室管理方法など）

(4)個人情報が記載された帳票・資料の原本及び複写・複製の保管と所在を常時確認し、流出・紛失が発生しないようにするための措置（複写・複製の通し番号管理と受領者の特定など）

(5)その他情報漏洩防止等個人情報保護に関する一切の措置

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。